

届出手数料に係る手数料表 1

サービスの種類及び 内容	手 数 料 の 額
求人・求職の申込み を受理したとき以 降、求人・求職者に 提供する紹介のサー ビス	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額のうち、試用期間満了後の額を基準）の 35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 （この場合でも、当該求職者の年間賃金の 50%または充足 1 件につき 500 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額のうち、試用期間満了後の額を基準）の 35%とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特定の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 200,000 円 活動 1 日当たり 30,000 円 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額のうち、試用期間満了後の額を基準）の 35%とします。なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 （この場合でも、当該求職者の年間賃金の 50%または充足 1 件につき 500 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。） 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額のうち、試用期間満了後の額を基準）の 35%とします。 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
常用目的紹介のサービス	成功報酬 ①有期雇用契約については、支払われる賃金の 40%とします。 ②常用雇用契約については、職業紹介から有期雇用期間経過後更に 1 年経過する時点までの間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%とします。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-305921

事業所の名称 株式会社アイティジェイ

所在地 東京都台東区東上野 5-1-8 上野富士ビル 3F

届出手数料に係る手数料表 2

サービスの種類及び 内容	手 数 料 の 額
求職者手数料	成功報酬 「経営管理者」、「科学技術者」及び「熟練技能者」の職業に係る求職者につき、紹介により就職したこれらの職業に係る賃金の額が、年収 700 万円又はこれに相当する額を超える場合に限り、次の額を限度とします（尚、「これに相当する額を超える場合」については、例えば、短期の雇用契約が締結された場合で、月収 60 万円のときは、年収に換算すると 720 万円となり、「これに相当する額を超える場合」となります）。 1 支払われた賃金額の 100 分の 10.8 に相当する額（次の 2 及び 3 の場合を除く。） 2 同一の者に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合（次の 3 の場合を除く。）にあっては、6 箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の 100 分の 10.8 に相当する額 3 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き 6 箇月を超えて雇用された場合にあっては、次の(1)及び(2)のうちいずれか大きい額 (1) 6 箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の 100 分の 10.8 に相当する額 (2) 6 箇月間の雇用について支払われた賃金額から、臨時に支払われる賃金及び 3 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の 100 分の 14.5 に相当する額 手数料負担者は 求職者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれております。

許可番号 13-ユ-305921

事業所の名称 株式会社アイティジェイ

所在地 東京都台東区東上野 5-1-8 上野富士ビル 3F